

平成27年2月20日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎二丁目25番2号
スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社
代表取締役 関 根 純
最高経営責任者(CEO)

端数株式処分代金のお支払いに関するご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成27年2月20日開催の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の決議に基づき、平成27年3月26日付けで全部取得条項が付された当社普通株式（以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。）の全部を取得し、その対価として平成27年3月25日の最終の当社株主名簿に記録された株主様（当社を除きます。以下同じです。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき312万6813分の1株の割合をもって、A種種類株式を交付いたします。この結果、エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル及びSolar Japan Holdings 合同会社以外の各株主様に対して取得の対価として割り当てられる当社のA種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。この1株未満の端数は、その合計数に相当する数の株式を会社法第234条に従って処分いたしますが、最終的には各株主様に対して、平成27年3月25日に各株主様が保有する当社普通株式に1,465円を乗じた金額に相当する金銭を端数株式の処分代金として交付（平成27年6月中旬予定）する予定です。

そのお支払い方法につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

端数株式処分代金のお支払い方法は、株式配当金のお受取方法に応じて次のとおりとさせていただきます。

| 株式配当金のお受取方法 | 端数株式処分代金のお支払い方法 |
|--|---|
| 個別銘柄指定方式または登録配当金受領口座方式にて株式配当金をお受取の株主様 | 左記にてご指定の銀行口座へのお振込 |
| ゆうちょ銀行への振込指定をいただいている株主様 | |
| 株式数比例配分方式にて株式配当金をお受取の株主様 | 端数株式処分代金領収証のご送付（※） （ゆうちょ銀行もしくは郵便局窓口で当該領収証と引換にお受取いただけます。） |
| 振込指定をいただいていない株主様（配当金領収証にてお受取をいただいている株主様） | |

※株式数比例配分方式にて株式配当金をお受取の株主様、振込指定をいただいていない株主様へ

銀行口座へのお振込での受取をご希望の株主様は、口座を開設されている証券会社で、お手続きが可能でございます。なお、手続きには所定の日数を要し、当社普通株式の売買最終日である平成27年3月20日（金）までに手続きが完了している必要がございますので、ご希望の場合にはお早目にお手続下さい。

以上

【お問い合わせ先】

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話：0120-232-711（通話料無料）

※端数株式の処分代金交付に関する税務上の具体的なご質問等は、最寄りの税務署等にご相談下さいようお願い申し上げます。

【株式実務に関するご案内】

1. 全部取得条項付普通株式の取得日程（予定）について

当社普通株式の流通は次のとおりとなる予定です。ご所有株式の売買等につきましては、十分にご留意下さいますようお願い申し上げます。

| 年月日 | 日程 | 株式の流通等 |
|-----------------|--------------------------------------|---|
| 平成27年3月20日（金曜日） | 当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日 | 当社普通株式は、平成27年3月20日（金曜日）までは、東京証券取引所において従来どおり売買できます。（注1） |
| 平成27年3月23日（月曜日） | 当社普通株式の上場廃止日 | 平成27年3月23日（月曜日）以降、当社普通株式は、東京証券取引所では売買できません。 |
| 平成27年3月25日（水曜日） | 当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日 | |
| 平成27年3月26日（木曜日） | 当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日 | 全部取得条項付普通株式の全部を取得し、その対価としてA種種類株式を交付いたします。（注2） |
| 平成27年6月中旬 | 端数株式処分代金支払手続開始 | 端数株式処分代金支払手続の開始は、裁判所の許可日その他手続上の理由により、左記予定時期より遅れる可能性があります。 |

（注1） 特別口座に記録された株式は、証券市場で売却手続ができません。必ず、証券会社等に株主様の一般口座を開設（既に開設されている場合は不要です。）し、特別口座から一般口座に振替申請を行い、当該一般口座に所有株式を記録した後に当該証券会社等にてお手続き下さい。なお、振替には、所定の日数を要しますので、ご希望の場合にはお早目にお手続き下さい。

（注2） エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル及びSolar Japan Holdings 合同会社以外の株主様に割り当てられるA種種類株式は、1株未満の端数株式となる予定です。この1株未満の端数の合計数に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の買取価額につきましては、平成27年3月25日に各株主様が保有する当社普通株式に1,465円（平成26年11月10日から平成26年12月22日までを公開買付期間とするSolar Japan Holdings 合同会社による公開買付けにおける当社普通株式の買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

2. 単元未満株式の買取請求について

単元未満株式につきましては、ご希望により当社に対して買取請求ができます。

証券会社の一般口座でご所有されている単元未満株式の買取請求につきましてはお取引の証券会社等に、特別口座でご所有されている単元未満株式につきましては三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。

なお、平成27年3月20日（金曜日）以降は単元未満株式の買取請求の受付を停止させていただきます。

また、証券会社等の口座管理機関においては、個別に上記期間と異なる取次ぎ停止期間を設定する場合がございます。詳細につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせ下さい。